

埼玉県議会議員厚生会厚生事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、埼玉県議会議員厚生会（以下「議員厚生会」という。）の行う厚生事業（以下「事業」という。）に必要な経費として、議員厚生会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金交付の対象経費は、議員厚生会が行う事業に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

- 一 医薬品等購入費及び健康診断費
- 二 その他知事が必要と認める事業に要する経費

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、当該所要経費の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、当該補助事業を開始しようとする日の20日前とする。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第6条 補助金の交付の方法は、概算払いとする。

2 補助金の請求は、様式第3号によるものとし、その提出期限は、補助金の交付を受けようとする日の5日前とする。

(報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書は、様式第4号によるものとし、補助事業が完了したときは、すみやかに提出するものとする。

(書類の整備等)

第8条 議員厚生会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了（廃止を含む。）の日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年度 埼玉県議会議員厚生会厚生事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県議会議員厚生会
会 長

下記により、令和 年度埼玉県議会議員厚生会厚生事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業計画
- 4 事業完了定期日
- 5 収支予算

様式第2号

令和 年度 埼玉県議会議員厚生会厚生事業補助金交付決定通知書

埼議第 号
令和 年 月 日

埼玉県議会議員厚生会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県議会議員厚生会
厚生事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付条件
 - (1) 補助金は、申請書に記載した事業の経費として使用すること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ知事に申し出て承認を得ること。
 - (3) 補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書を提出すること。

様式第4号

令和 年度 埼玉県議会議員厚生会厚生事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県議会議員厚生会
会 長

令和 年 月 日付け埼議第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果 別紙のとおり
- 5 収支決算